

令和7年度（2025年度）熊本県御所浦地域サンセット・ナイトクルージング業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）熊本県御所浦地域サンセット・ナイトクルージング業務委託

2 趣旨・目的

離島のハンディキャップを抱える御所浦地域の宿泊客・観光客の増加を図るため、御所浦地域の地域資源を生かした取組みを実施し、年間を通じた交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていく必要がある。

本事業は、御所浦地域及び海上タクシートの認知度を向上し、観光客の増加や滞在時間延長につなげることを目的として、海上タクシーを活用したサンセット・ナイトクルージング及び島内のスポット巡りを組み合わせたツアーの企画提案やインフルエンサー等によるモニターツアーを実施し、SNS等を活用して情報発信を行うとともに、海上タクシー利用者の利便性の向上や効率的な海上タクシーの運行を促進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月13日までとする。

4 委託内容

地元関係団体と密に連携をとり、以下に掲げる業務を行うこと。なお、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。

(1) サンセット・ナイトクルージングツアーの造成等

- ・海上タクシーを活用したサンセット・ナイトクルージングと御所浦地域内のスポット巡りを組み合わせたツアープランの造成。
- ・作成したツアープラン及び御所浦島内での立寄りスポットを含めた広告の作成。
- ・作成した広告について、御所浦でツアーを運営する業者や自社のホームページ、SNS等への掲載などによる情報発信。

(2) サンセット・ナイトクルージング、島内巡りモニターツアーの実施

- ・(1)で造成したツアープランを活用した宿泊付（1泊）のモニターツアーについて、12月以降で1～2回程度実施。
- ・モニターツアーの参加者は、ファミリー層や離島に関心を持つ層に影響を与えるインフルエンサー（YouTuber、インスタグラマー）を加えて、複数名募集する。
- ・実施したモニターツアーについて、御所浦でツアーを運営する業者や自社のホームページ、SNS等への掲載及び参加したインフルエンサーを通じた情報発信。
なお、インフルエンサーによる情報発信は、YouTuberは動画を1回、インスタグラマーは2投稿・ストーリー2本を最低条件として実施すること。
ただし、最低条件に満たない場合などは、県と協議すること。
また、情報発信の内容には、港までの行き方含め、御所浦への移動手段についても併せて発信すること。
- ・モニターツアーの参加者からアンケートを取り、今後の課題や展開の参考にする。
アンケート内容は県と協議をして作成する。

(4) 海上タクシーの利便性向上に向けた取組み

- ・海上タクシー利用者の利便性の向上や効率的な海上タクシーの運行を促進するための取組み（造成したサンセット・ナイトクルージングツアーが恒常的に実施できるよう予約の受付体制づくりや当日の運行状況の見える化 等）

(5) 実績報告書の作成及び成果品等の提出

次に掲げる資料及び成果品等について、事業実施終了後の30日以内又は委託期間のどちらか早い期日を期限として、速やかに提出すること。

① 実績報告書（紙1部及び電子データ）

- ・実績報告書はカラー刷りとし、実施にいたるまでの企画・立案、準備の状況や、モニターツアーの実施概要、事業実施の上での課題や今後の展開などを記載すること。
- ・アンケート分析結果や海上タクシーの利便性向上に向けた取組み等を記載すること。
- ・全ての経費に係る精算内訳を記載すること。

② その他委託者が必要と認めたもの

5 その他

モニターツアー参加者1人当たり、死亡保険金500万円以上、入院保険金日額5,000円以上、通院保険金日額3,000円以上の傷害保険に加入すること。

モニターツアーの実施については、天候等やむを得ない場合は、延期または中止をする。またモニターツアー参加者の居住地でまん延防止対策以上の措置が取られた場合は参加を見送る。その際の参加者の補充は行わない。

6 留意事項

- ① 受託者は、本業務の遂行にあたって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- ② 受託者は、本業務の遂行にあたって、中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ③ 本業務において、第三者（熊本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を必ず行うこと。
- ④ 受託者は、原則として、本業務に係る全部または一部を第三者に再委託することはできない。甲の書面による承諾を得て、合理的に必要な範囲で再委託できる。
- ⑤ 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務において、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- ⑥ 本仕様書に基づく業務に際し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責めに帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- ⑦ その他、企画や運営、本仕様書に定めのない事項については、本業務を円滑に進めるため、委託者と受託者が相互に協議の上、決定する。